

# 仕 様 書

## 第1 委託件名

令和8年度 多摩地域魅力 PR 事業及び島しょ地域魅力 PR 事業業務委託

## 第2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が指定する場所

## 第4 事業目的

多摩地域及び島しょ地域には、それぞれ豊かな自然、歴史・文化など、魅力的な観光資源が存在している。こうした魅力を多摩地域と島しょ地域それぞれの特徴を活かし、様々な情報発信ツールを活用して発信することで、国内外の旅行者への認知を高め、誘客を促進することを目的とする。

## 第5 定義

本仕様書で使用する語句の定義は以下のとおりとする。

語句	定義
多摩地域	23区及び島しょ地域を除く市町村
島しょ地域	大島、利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島及び小笠原諸島（父島及び母島）
東京近郊	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
多摩サイト	「DESTINATION TOKYO TAMA」日本語版及び英語版 WEB サイト （日： <a href="https://tama.metro.tokyo.lg.jp/">https://tama.metro.tokyo.lg.jp/</a> 英： <a href="https://global.tama.metro.tokyo.lg.jp/">https://global.tama.metro.tokyo.lg.jp/</a> ）
島しょサイト	「DESTINATION TOKYO ISLANDS」日本語版及び英語版 WEB サイト （日： <a href="https://shima.metro.tokyo.lg.jp/">https://shima.metro.tokyo.lg.jp/</a> 英： <a href="https://global.shima.metro.tokyo.lg.jp/">https://global.shima.metro.tokyo.lg.jp/</a> ）
本 WEB サイト	多摩サイト及び島しょサイト
多摩 SNS	「DESTINATION TOKYO TAMA」Facebook 日本語及び英語、 （日： <a href="https://www.facebook.com/tokyo.tama.jp">https://www.facebook.com/tokyo.tama.jp</a> 英： <a href="https://www.facebook.com/destination.tokyo.tama">https://www.facebook.com/destination.tokyo.tama</a> ） 同 Instagram 日本語・英語 （日： <a href="https://www.instagram.com/tokyo.tama.jp/">https://www.instagram.com/tokyo.tama.jp/</a> 英： <a href="https://www.instagram.com/destination.tokyo.tama/">https://www.instagram.com/destination.tokyo.tama/</a> ）

島しょ SNS	「DESTINATION TOKYO ISLANDS」Facebook 日本語及び英語、 (日： <a href="https://www.facebook.com/tokyo.islands.jp">https://www.facebook.com/tokyo.islands.jp</a> 英： <a href="https://www.facebook.com/destination.tokyo.islands/">https://www.facebook.com/destination.tokyo.islands/</a> ) 同 Instagram 日本語及び英語 (日： <a href="https://www.instagram.com/tokyo.islands.jp/">https://www.instagram.com/tokyo.islands.jp/</a> 英： <a href="https://www.instagram.com/destination.tokyo.islands/">https://www.instagram.com/destination.tokyo.islands/</a> )
本 SNS	多摩 SNS 及び島しょ SNS

## 第6 委託内容全般

以下の内容を多摩地域と島しょ地域、それぞれ実施すること。ただし、(3)は島しょ地域のみ。

### 1 委託内容

- (1) 本 WEB サイトの編集・運用
- (2) 本 SNS を活用した情報発信
- (3) 島しょ地域の PR イベントの実施
- (4) WEB・SNS 広告やマスメディアによる PR 及び参加型キャンペーンの実施
- (5) プロモーション動画の制作及び交通広告等の実施
- (6) 観光 PR パンフレット・ポスターの制作
- (7) KPI 設定
- (8) WEB サイト及び SNS の分析と効果測定調査の実施
- (9) その他

### 2 全体について

受託者は本事業を滞りなく円滑に履行するため、以下の点に留意すること。

- (1) 本委託業務や採択された企画について、受託後から報告書提出までの業務スケジュールを提出すること。
- (2) 実施体制を明確化し、体制管理を徹底すること。当体制において、統括責任者、プロジェクト管理者及びスケジュール・タスク管理者を設置すること。ただし、プロジェクト管理者は多摩地域・島しょ地域でそれぞれ担当者を設定すること。

#### ア プロジェクト管理者

プロジェクト管理者は、本委託業務の関係機関との連絡調整を含めた全体の進捗管理等を行うとともに、財団からの依頼を各部門に周知徹底するなど、本事業を円滑かつ適切な遂行に努めること。また、本委託業務の円滑な遂行を阻害する内外のリスクを特定し、その発生可能性、影響度及びリスク軽減策等を整理・分析し、その対応について適宜財団に提案するとともに、その結果を本委託業務の改善に反映させること。

#### イ スケジュール・タスク管理者

スケジュール・タスク管理者は、本委託業務の実施に際して生じた各種課題等について一元的に整理した「スケジュール・タスク管理表」を作成し、プロジェクト管理者を補佐するとともに、本委託業務の円滑かつ適切な遂行に向け、本事業関係者に対し、タスク等の処理について適宜スケジュール管理やリマインド等を行うこと。

- (3) 海外向けの PR を行うため、英語を母国語とする者による編集チーム（以下「英語編集チーム」という。）を設置すること。また、編集は、英語媒体の編集能力を有し、観光情報又は類似するテーマの WEB サイトの編集経験があること。
- (4) 本事業に係る進捗報告等のため、財団と定期的に打ち合わせを行うこと。なお、打ち合わせ後は速やかに議事録を作成し財団の確認を受けること。

### 3 事業企画について

受託者は本事業を滞りなく円滑に履行するため、以下の点に留意すること。

- (1) 本事業では本 WEB サイト 4 つ、本 SNS アカウント 8 つを運営する。
- (2) 各 WEB サイト及び各 SNS の主なターゲットは、令和 7 年度に本事業で設定したもの又は各地域の特徴・観光資源・競合他地域の動向・訪問者の特性などを分析した結果採択されたものとする。
- (3) 各 WEB サイト及び各 SNS の主な発信先のウエイト割合について①国内（東京近郊）、②海外（東南アジア、南アジア地域から 3 か国程度※）、③海外（欧米豪地域）を 5 : 2 : 3 とすること。（※シガポール、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナム、フィリピン、インド）
- (4) 事業全体のうち、特に、本 WEB サイトの充実・閲覧者の増加及び本 SNS の活用に力を入れた戦略とすること。
- (5) 多摩地域及び島しょ地域ならではの魅力や体験ができることを旅行者に伝わるよう、各地域の情報を調査し、発信すること。
- (6) PR にあたり、多摩地域については、観光客に多摩地域内の周遊を促し、滞在日数や観光消費額の増につながる内容を目指すとともに、多摩地域に 30 ある自治体を包括的かつ網羅的に取り扱い、西多摩地域に偏らないように留意すること。島しょ地域については、繁忙期である夏の観光コンテンツだけでなく、冬の観光の魅力を発信できる内容を目指すとともに、島しょ地域の中で令和 7 年度に本事業で取り上げていない島（利島・御蔵島・青ヶ島・母島）を優先的に取り上げること。
- (7) PR では、東京ブランドアイコン「Tokyo Tokyo Old meets New」を積極的に活用すること。

## 第 7 委託内容詳細

### 1 本 WEB サイトの編集・運用概要

インターネットから旅行情報を収集する国内外の旅行者等に向けて多摩及び島しょ地域の魅力を伝えるため本 WEB サイトにて情報発信を行う。

#### (1) 期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

#### (2) WEB サイト全体

以下の点に留意の上、本 WEB サイトの制作を検討すること。

- ア 令和 7 年度に本事業で制作したロゴ、キャッチコピー等を活用すること。ただし、ロゴを除くキャッチコピー等については、第 6 の 3 (2) に記載のとおり、新たなターゲット設定が採択された場合はその限りではない。

- イ スマートフォン及びタブレット等多様な電子機器からのアクセスに配慮したレスポンスデザインとすること。
- ウ 本 WEB サイトの編集・運用を効果的に実施するため、専用の事務局・編集チームを設置すること。英語版に関しては英語編集チームにより実施すること。
- エ ユーザビリティが高く、対象ユーザーが瞬時に理解できるサイト作りを心掛けること。
- オ 世界的なトレンドを取り入れたデザインの導入を心がけること。
- カ 英語版サイトについては、英語を基準として、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、タイ語、インドネシア語及びベトナム語に翻訳できる多言語機能を入れること。自動翻訳機能でも可。
- キ 直帰率が低く、回遊性の高い構成を考え、Instagram 等の SNS や関連コンテンツへの遷移等のアクションを意識したサイト作りを行うこと。
- ク 本 WEB サイトは、受託者が用意するサーバーにて運営すること。
- ケ 本委託業務の実施にあたり制作する WEB サイトの企画、デザイン及び公開に係る費用及びサーバー利用料等については全て受託者が手配し、その費用は委託料に含める。
- コ 本 WEB サイトの更新に当たっては、別紙 1「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に準拠すること。
- サ 本 WEB サイト内で、別紙 1「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に準拠していないものは、準拠させること。
- シ EU における GDPR（一般データ保護規則）等に関する対応を行うこと（例：クッキー利用について、サイトポリシーへの記載やポップアップ表示対応等）。その他、財団と協議の上決定すること。なお、GDPR 対応のために必要なシステム費用は東京都が負担する。
- ス Google API Platform に関する対応を行うこと。
- セ SEO 対策などアクセス件数の向上に関する対策を行うこと。
- ソ 各自治体や観光協会等の保有する情報を収集して有効活用し、ポータルサイトとしての機能を充実させること。
- タ その他、PV 数増加に向けた取組を実施すること。特に PV 数の少ない本 WEB サイトの英語版について、効果的な取組を行うこと。

### (3) コンテンツ制作

本 WEB サイトそれぞれについて、WEB サイトの充実に必要なコンテンツ等を制作すること。また、必要に応じて現地取材を行うこと。

なお、以下の点に留意すること。

#### ア 取材記事の制作

以下の点に留意の上コンテンツ内容を検討すること。

- (ア) 日本語版は、本事業のターゲットに訴求する国内メディア、インフルエンサー等とタイアップした WEB 記事を多摩サイト及び島しょサイトそれぞれ 3 本以上制作すること。その際、タイアップ先が持つ主力媒体や、出演インフルエンサー等の公式 SNS アカウント等での発信も行うこと。

- (イ) 日本語版の島しょ地域は (ア) に加え、しまぼ通貨

(<https://shimapo.metro.tokyo.lg.jp/>) を活用したお得な旅を紹介し、さらなる

島しょ地域への誘客に繋げるため、しまぼ通貨を活用した旅行記事を旅行雑誌等への記事出稿の形で2本以上制作すること。記事はタイアップ先の媒体、本WEBサイトほか東京都が保有する観光PRサイトにも掲載する可能性がある。この記事は、島しょ地域の閑散期誘客促進を目的とするため、10月以降の掲載を予定している。

(ウ) 英語版は、欧米豪地域に訴求力のある海外メディア、インフルエンサー等とタイアップした記事を多摩サイト及び島しょサイトそれぞれ3本以上制作すること。その際、タイアップ先が持つ主力媒体や、出演インフルエンサー等の公式SNSアカウント等での発信も行うこと。

(エ) ライターは、ライティングの技術及び観光情報又は類似するテーマのライティング経験を有すること。

(オ) 英語版制作物の校閲・校正は、英語と日本語のバイリンガル能力を有する者（当該原稿のライターとは異なるもの）が行うこと。

(カ) 効果的な発信方法を採用すること。また、制作したコンテンツは発信力・影響力のあるキュレーションサイトや動画サイト等に掲載するなど、PV数の増加につながるよう工夫すること。

#### イ 既存コンテンツの活用

本WEBサイト内にある既存記事について、コンテンツとして掲載を継続し、所定の利用期限が到来した場合は削除すること。契約期間内に利用期限が到来する記事は7件を想定しているが、具体的な情報は委託契約締結後、財団から受託者に提供する。なお、写真及び記事内容については、そのまま利用するが、記載の施設、店舗の所在・営業時間等の事実確認を行うこと。

#### ウ モデルコースの制作

本WEBサイト内にある既存のモデルコースに加え、新たに3つのモデルコースを本WEBサイトそれぞれについて制作すること。

#### エ 目玉となるコンテンツの制作

令和7年度に本事業で実施した、多摩地域の魅力をPRする国内向けショートドラマ（多摩サイト国内版に掲載）及び島しょ地域の魅力をPRするコンテンツ「Sound Trip of SHIMA」（島しょサイト国内版に掲載）の制作を継続して行うこと。ショートドラマは新作を3話、「Sound Trip of SHIMA」新作のオリジナル楽曲を7曲制作すること。その際、多摩地域・島しょ地域ともに、令和7年度に取り上げていない地域を優先的に取り上げる。なお、制作に当たっては、それぞれ以下の点に留意すること。

##### (ア) ショートドラマ

- ・多摩地域の認知度を高めることを目的に制作するため、知名度のある演者の起用や引き込まれるストーリー設定などの工夫を行うこと。
- ・目標再生回数のKPIを設定すること。

##### (イ) 「Sound Trip of SHIMA」

- ・島しょ地域の認知度を高めることを目的に制作するため、知名度のあるアーティストの起用などの工夫を行うこと。
- ・制作した楽曲の活用（イベント等のBGMなど）を用意し、楽曲のPRにも努める

こと。

- ・目標再生回数の KPI を設定すること。

## 2 SNS を活用した情報発信

SNS を活用して情報収集を行う国内外の旅行者等に向けて、多摩地域及び島しょ地域の魅力を伝えるため、本 SNS アカウントから情報発信を行うこと。

- (1) 本 SNS での情報発信・運用を効果的に実施するため、専用の事務局を設置すること。

なお、本 SNS の運用方針は令和 7 年度に本事業で設定したものとしますが、各 SNS のユーザー層や特性に応じたより適切な方針が採択された場合は、その限りではない。

- (2) 各 SNS の利用者に訴求力の高い投稿内容等とすること。また、必要に応じて現地取材等を行うこと。なお、以下の点に留意の上、投稿内容を検討すること。

ア 本 SNS それぞれフィード投稿回数は週 2 回程度、リール動画投稿回数は週 1 回程度とする。リール投稿は原則静止画を使用せず、可能な限り新規撮影した動画又は既存の動画を使用して作成すること。

イ 地域ならではの魅力や観光スポット、体験できること等を紹介する投稿とする。

ウ 必要に応じて、本 WEB サイトで制作したコンテンツ等の活用も可とする。

エ 各 SNS のユーザー及び本事業のターゲットに訴求する内容となるよう、工夫すること。

オ インフルエンサーやハッシュタグ等を効果的に活用し、情報の拡散を図ること。

- (3) 投稿に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 投稿内容及び写真について、関係地域との連絡調整及び情報収集を行い、情報の誤りがないようチェックを徹底すること。

イ 英語版の SNS は、英語と日本語のバイリンガル能力を有した者が表現等のチェックを行うこと。

ウ SNS 上のトラブル発生時等の対応体制を整備し、不測の事態には速やかに対応するなど、リスクマネジメントを見据えて運用すること。

- (4) 本 WEB サイトと連携させた情報の拡散を実施すること。

- (5) 本事業のイベント等の内容を、可能な範囲でリアルタイムに発信すること。

- (6) その他、本 SNS のファン数・フォロワー数増加に向けた取組を実施すること。

## 3 島しょ地域の PR イベントの実施

旅行者に対して島しょ地域への誘客を促進する PR イベントを企画・運営すること。

- (1) 観光 PR イベントの概要

ア 場所

都内ターミナル駅や大型商業施設のイベントスペース等、多くの人が集まる場所

イ 時期・回数

令和 8 年 10 月頃までの誘客効果が高いと見込まれる時期に 1 回以上を想定

※イベントの日数は実施場所の規則等を考慮し、財団と協議の上決定すること。

ウ イベントにおける PR 内容

令和 7 年度に本事業で制作したキービジュアル、PR 動画、ポスター、パンフレットやノベルティ（手ぬぐい）を配架・展示する等より観光情報を提供すること。

#### エ 特産品の PR・販売

- ・島しょ地域にある 11 島それぞれの特産品を紹介するとともに、販売を行うこと。販売方法は委託形式を想定しているが、手数料は徴収しないこと。
- ・特産品の PR は、特産品の配布・試食等、効果的な PR を企画・実施すること。
- ・特産品の選定に当たっては、特定の事業者の商品に偏らないよう、バランスを考慮した商品となるよう工夫すること。

#### オ 島しょ地域への交通事業者との連携

- ・交通事業者の PR ブースを設置し、ワークショップの開催等イベントの充実に資する取組を検討すること。

### (2) イベント実施における留意事項

#### ア 運営

- ・イベント会場の借り上げに係る費用は委託料に含めること。
- ・イベント会場の運営規則等を確認し、遵守すること。
- ・イベント実施に必要な許認可（建築基準法、食品衛生法、消防法、酒類関係等）について、関係機関と事前協議し取得すること。取得に当たっては、道路交通法等の関係法令や施設使用の利用規約等を遵守すること。各種申請等の提出を行う際には、各関係機関へ十分な連絡調整を行うこと。
- ・子育て中の保護者が安心して参加できる環境整備のため、託児サービスの提供が必要な場合は、実施について検討すること。設置の要否は財団との協議により決定すること。設置する場合、サービスは「ベビーシッター業総合補償制度」に加入する事業者により提供させること。託児サービスの提供に係る費用は委託料に含める。
- ・関係各所や個人からイベント等について問合せがあった際は、適切な対応をすること。
- ・島しょ地域の役場、観光協会、観光関連事業者等に対し、必要に応じてイベントへの参加を依頼し、PR や特産品紹介の協力を依頼する等、適宜連携しながら進めること。
- ・島しょ地域の役場、観光協会、観光関連事業者等の関係者がイベントに参加する場合は、実費を委託料から負担すること。宿泊手配等が発生した場合は、受託者の責任において行うこと。

#### イ その他

- ・記録のため、写真撮影や録画等を行い、イベント実施後 1 週間以内にデータを提出すること。写真等は、PR 用の広報素材としても使用する場合を想定し、著作権等の処理を行った上で納品すること。

### 4 WEB・SNS 広告やマスメディアによる PR 及び参加型キャンペーンの実施

多摩地域及び島しょ地域の魅力をより多くの国内外の旅行者等に発信するため、WEB・SNS による本 WEB サイトへの誘引広告及び参加型のキャンペーン等を実施すること。

- (1) 効果的な広告を行うことができるターゲティングを選定の上、代表的な検索サイト（Google、Yahoo! 等）におけるバナー広告や検索連動型広告、代表的なソーシャルメディアを活用した広告等、広告手法及び期間を選定すること。選定の際は、リーチ数等の根拠データを明示すること。
- (2) 広告はキャンペーン期間等を設定し、効果的な内容や方法を採用すること。
- (3) 広告内容には、過去を含め本事業で制作した記事や動画等を活用すること。
- (4) 本事業で制作した動画等を活用し発信力・影響力のある動画サイトにて広告を配信し、視聴につなげるよう PR 等を行って動画視聴へ誘導すること。
- (5) 国外に本社を持つ有力なマスメディアを活用し、国内外向けに多摩地域及び島しょ地域

のPRを図ること。その際、媒体に合わせて映像を編集・加工すること。なお、映像の編集・加工費用は委託料に含める。

- (6) 地域への関心を高めるため、国内向けの参加型キャンペーンを企画し、多摩地域・島しょ地域それぞれ2回以上、計4回以上実施すること。
- (7) その他、本WEBサイトのPV数増加や本SNSのファン数・フォロワー数増加に向けた取組を実施すること。
- (8) 第7の1(3)ア(イ)で制作した記事について、この記事へ誘引するための広告を大手OTAサイト内に掲出すること。

## 5 プロモーション動画の制作及び交通広告等の実施

多摩地域及び島しょ地域の認知を向上させるため、プロモーション動画を制作すること。

### (1) プロモーション動画の制作

#### ア 制作本数及び納品時期

次の表に記載する動画①～⑩を多摩地域及び島しょ地域それぞれで作成し、指定する納品時期までに納品することを想定しているが、具体的な納品日は財団と協議の上決定すること。

No	パターン	再生時間	納品本数	納品時期
①	パターンA (横型動画) ※①～④の動画は同じ構成で縦/横、尺の違いあり	30秒	1本	10月
②	①の短縮版	15秒	1本	
③	パターンA (縦型動画)	30秒	1本	
④	③の短縮版	15秒	1本	
⑤	パターンB (横型動画) ※⑤～⑧の動画は同じ構成で縦/横、尺の違いあり	30秒	1本	
⑥	⑤の短縮版	15秒	1本	
⑦	パターンB (縦型動画)	30秒	1本	
⑧	⑦の短縮版	15秒	1本	
⑨	パターンC (横型動画)	1～2分程度	1本	
⑩	パターンD (横型動画)	1～2分程度	1本	

※多摩地域について動画①～⑩を、島しょ地域について動画①～⑩を各10本、

計 20 本納品すること。

#### イ 内容について

- ・訴求するターゲットに合わせた効果的な内容とすること。
- ・字幕を入れるなど、訪日外国人にも理解できる内容にすること。
- ・できる限り静止画を使用せず、新規撮影した動画又は既存の動画素材を使用すること。
- ・音楽素材の使用、登場人物で生じる著作権等の許諾手続きは受託者にて行い、問題なく利用できるようにすること。

#### ウ 動画の主な活用シーン

各動画について、以下の活用シーンを想定している。各媒体等の指定フォーマットに合わせて規格の編集・加工を行うこと。なお、編集・加工費用は委託料に含める。

(ア) 都内主要駅や空港での交通広告等 00H (動画①②⑤⑥想定)

(イ) 東京都が所有するサイネージ広告 (動画③④⑦⑧想定)

(ウ) ツーリズム EXPO 東京都ブース (動画⑨⑩想定)

(エ) 本 SNS (動画①②③④⑤⑥⑦⑧想定)

(オ) WEB・SNS 広告 (動画③④⑦⑧想定)

(カ) その他 イベント会場等 (動画⑨⑩想定)

※ (イ)、(ウ) については、財団及び東京都で広告枠の手配を行う予定のため、委託料には含めない。

#### エ ロゴの掲出

令和 7 年度に本事業で制作したロゴ及び東京ブランドアイコン「Tokyo Tokyo Old meets New」のロゴを掲出すること。

#### (2) 交通広告の実施

都内主要駅で多摩地域・島しょ地域それぞれ交通広告を実施するとともに、国内旅行者及びインバウンドをターゲットに、多摩地域・島しょ地域それぞれ広告を実施すること。

### 6 観光 PR パンフレット・ポスターの制作

紙媒体を活用して国内外の旅行者へ多摩地域及び島しょ地域の魅力を伝えるため、観光 PR に活用できるパンフレット・ポスターを制作すること。なお、パンフレットやポスターで使用する写真等のコンテンツは、財団及び東京都の他事業の観光プロモーション等で二次使用が可能なものとする。ただし、難しい場合は事前に財団と協議の上、使用可能期間等を明記したリストを提出すること。

#### (1) 観光 PR パンフレットの増刷

ア 令和 7 年度に本事業で制作したパンフレットの原稿等を活用して、パンフレットを増刷すること。必要に応じて、内容の更新を行うこと。印刷用原稿データ (編集可能 PDF) は財団から提供する。

イ 対象言語は、英語及び日本語とすること。

ウ 印刷部数は、以下のとおり（計4種）。

	多摩地域	島しょ地域
パンフレット B 5 変形 (天地 257mm×左右 170mm 程度)	カラー20 ページ	カラー16 ページ
日本語版	1,000 部	1,000 部
英語版	1,000 部	1,000 部

(2) 観光 PR ポスターの増刷

ア 令和7年度に本事業で制作したポスターの原稿等を活用して、多摩地域及び島しょ地域の観光 PR ポスターを増刷すること。印刷用原稿データは財団から提供する。

イ 対象言語は、英語及び日本語とすること。

ウ 印刷部数は、以下のとおり（計8種）。

	多摩地域	島しょ地域
ポスター (B1 サイズ)	カラー・2種	カラー・2種
日本語版	各 50 部	各 50 部
英語版	各 50 部	各 50 部

(3) 観光 PR パンフレット・ポスターの配送・配布・掲出

観光 PR パンフレット等は、各関係機関へ配送及び以下の場所等で配布・掲出すること。

また、以下の他、多摩地域・島しょ地域の魅力を多くの人々に訴求できる効果的な配布・掲出場所を適宜提案すること。

- ・国内外で開催される大規模な旅行博等
- ・国内外の旅行会社等
- ・東京観光情報センター
- ・都内観光協会等が参加するイベントの実施会場

その他、財団が指定する場所に配送すること。配送に必要な経費は委託料に含める。

(4) 保管場所の確保

観光 PR パンフレット等の在庫（本事業で令和7年度に制作したものも含む。）を管理する場所を確保すること。令和7年度制作分の在庫は、パンフレットが約 5,000 部、ポスターが約 400 部である。保管に必要な経費は委託料に含める。また、在庫表を作成し、適切に管理すること。

7 KPI 設定

効果的な事業展開となるよう、事業全体の広報の KPI を設定すること。KPI には、本 WEB サイトの記事 PV 数、各 SNS のフォロワー・リーチ数やエンゲージメント率等を含めることとし、その他効果測定に有効と思われる指標があれば活用すること。

8 WEB サイト及び SNS の分析と効果測定調査の実施

本 WEB サイト及び本 SNS について KPI の達成度等を測定するための分析を実施すること。

(1) 本 WEB サイト及び本 SNS の分析

本 WEB サイト及び本 SNS に関し、以下の点について毎月実施し、翌月末までに報告する

- こと。施策の改善が必要な場合は、報告の際に理由と改善案を提案し、財団と協議をすること。
- ア 本 WEB サイトの PV 数やサイトへの導入経路、滞在時間、直帰率等を計測し、分析結果を報告すること。
- イ 本 SNS のファン数・フォロワー数、投稿内容への反応やエンゲージメント率等を集計し、結果を報告すること。
- ウ WEB・SNS 広告の実施期間中は、毎月分析を行い、結果を報告すること。結果に応じてターゲティング等を変更するなど、より効果的な広告を実施すること。
- エ 分析にあたり、他地域の競合サイト・SNS 等があれば、比較検証を行うこと。
- オ その他、事業の効果を測定するための項目等を設定して検証を実施し、今後の対応策や方向性を示す報告書を提出すること。

## (2) 効果測定調査の実施

本事業の制作物等について、率直な意見・評価やニーズなどを把握し、今後の制作等に的確に反映させるため、インターネットを活用した効果測定調査を実施する。

### ア 調査対象

- ・多摩地域魅力 PR 事業（国内、海外）
  - ・島しょ地域魅力 PR 事業（国内、海外）
- ※多摩地域、島しょ地域を別調査として実施すること。

### イ 調査手法

WEB アンケート

### ウ 調査設計

- ・調査対象者
  - 国内：東京（23 区）、神奈川、千葉、埼玉居住者の 20 代～60 代の男女
  - 海外：アメリカ、イギリス、オーストラリア、東南アジア、南アジア地域（第 6 の 3（3）の対象地域と合わせる）
- ・対象条件：旅行に関心があること
- ・サンプル数
  - 国内：1,000 サンプル程度
  - 海外：各国 500 サンプル程度

### エ 調査内容

各事業の概況/施策評価、クリエイティブ評価等、海外での認知がわかる内容とすること。

## 9 その他

- (1) 東京都及び財団が発信するプレスリリースについて、資料作成や掲載する画像・写真等の提供を、その都度行うこと。
- (2) 財団の依頼に応じ、東京都関連事業や関連団体の WEB サイト等に掲載するためのバナー制作や当該サイト等との相互リンク、投稿シェア等、必要な対応を行うこと。バナー制作等の回数は本 WEB サイトについて、10 回程度を想定している。バナー制作等に係る費用は委託料に含める。
- (3) 財団の依頼に応じ、東京都及び財団が実施する別事業の取組内容について、本 WEB サイ

ト及び本 SNS で連携すること。連携回数は本 WEB サイトで 18 回程度（特設ページの PDF 差し替え 15 回程度、同ページのその他情報更新 3 回程度）、本 SNS での投稿 5 回程度を想定している。なお、原稿、写真や掲載用バナー等は財団が提供する。

- (4) 財団の依頼に応じ、東京都及び財団の関係施策等の広報活動について、WEB サイト、SNS 等での連携を行うこと。
- (5) 本事業で令和 7 年度に制作したノベルティ（手ぬぐい）を管理する場所を確保すること。在庫は、約 4,000 個である。保管に必要な経費は委託料に含める。また、在庫表を作成し、適切に管理すること。
- (6) 令和 9 年度以降、新たな受託者が遅滞なく本 WEB サイト・本 SNS が運用できるよう、あらかじめ引継書を作成し、新たな受託者に確実に引継ぎを行うこと。
- (7) 制作物等に著作権等の利用期限がある場合は事前に報告すること。
- (8) 本事業の遂行にあたりクラウドサービスを利用する場合には、ISO/IEC27001のアドオン認証であるクラウドセキュリティ管理ISO/IEC27017認証、又は米国公認会計士協会（AICPA）が定めた SOC2 保証報告書を取得しているクラウドサービス事業者を優先して選ぶことが望ましい。
- (9) 天災の発生等、各対象地域や多摩地域・島しょ地域それぞれの実情に応じ、表現の工夫等を行うこと。また、事業の実施期間中において適宜内容の見直しを図る場合があるため、臨機応変に対応すること。

## 第 8 実施結果の報告

実施結果の報告については、中間報告書と事業実施報告書を提出すること。

### 1 中間報告書

「多摩地域魅力PR事業業務委託」及び「島しょ地域魅力PR事業業務委託」それぞれについて、令和 8 年 12 月までに実施した施策及び今後に向けた提言をまとめ、令和 9 年 1 月中旬頃に財団に提出（電子データ）すること。

### 2 事業実施報告書

「多摩地域魅力PR事業業務委託」及び「島しょ地域魅力PR事業業務委託」それぞれの実施結果について、報告書を財団に提出（製本した制作物 1 部及び電子データ）すること。

## 第 9 支払方法

受託者への支払は、委託完了届等による財団担当者の検査終了後、受託者からの支払請求書に基づいて委託料を一括で支払うものとする。

## 第 10 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により申し出、財団の承諾を得た事項についてはこの限りでない。

## 第 11 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」\*1 第 14 に定めるところによる。

\*1 [denshijoho\\_tokkishiyosho\\_20260130.docx](#)

## 第12 委託事項・関係法令の遵守

本委託契約の履行に当たっては、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

## 第13 個人情報の保護等

1 「東京観光財団個人情報取扱要領」\*2を踏まえ、「個人情報に関する特記仕様書」\*3に定められた事項を遵守すること。

\*2 [kojinjoho\\_yoryo\\_20250401.pdf](#)

\*3 [kojinjoho\\_tokkishiyosho\\_20260130.docx](#)

また、本委託業務の遂行にあたり第10により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても、当該事業者が本委託業務における個人情報を扱う場合は、「個人情報に関する特記仕様書」を遵守させること。

なお、本委託業務で取扱う個人情報は主に以下を想定している。

- (1) 第7の4(6)の参加型キャンペーン実施時に受託者が収集する参加者の個人情報
- (2) 第7の8(2)のWEBアンケート実施時に受託者が収集する回答者の個人情報

2 「公益財団法人東京観光財団サイバーセキュリティ基本方針」\*4及び「公益財団法人東京観光財団サイバーセキュリティ対策基準」の趣旨を踏まえ、「電子情報処理業務に係る標準特記仕様書」\*1を遵守すること。

\*4 [security\\_houshin.pdf](#)

また、第10により財団に承諾を得て一部業務を再委託させる事業者においても同様に遵守させること。再委託させる事業者は以下のいずれかを取得している事業者（あるいは今後取得予定である事業者）であることが望ましい。

- (1) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運用する ISMS 適合性評価制度における ISO/IEC27001 と同程度の認証
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）の認定するプライバシーマークと同程度の認証

3 電子情報処理業務を行うに当たり、以下の取扱いに留意すること。

- (1) 当財団職員を含め、本委託業務の遂行にあたる関係者の氏名/メールアドレス など
- (2) 他の情報と容易に照会でき、個人を識別可能な情報（IP アドレスや cookie など）も（1）と同システムに格納されている場合においては、同様に留意すること。

4 本委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、本委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) アクセスを許可する情報に係る事項

受託者は、アクセスを許可する情報の種類と範囲、アクセス方法について、業務着手前に財団から承認を得ること。

(2) システム要件に係る事項

受託者は本委託業務に係るシステム及びネットワークの保守に必要な不正プログラム対策、不正アクセス対策等を行うものとし、使用するソフトウェア（OS、ミドルウェア、

データベース、ウィルス対策ソフト等)は、委託期間において、常に最新のセキュリティパッチを適用すること。

- (3) 受託者は、財団又は東京都が実施するセキュリティ診断(リスク評価、脆弱性診断、改ざん検知等)に協力すること。ただし、診断の結果への対応については、別途財団と受託者で協議し決定する。

#### 第14 その他

- 1 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- 2 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに財団に連絡すること。
- 3 財団は必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- 4 本仕様書に疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 5 本仕様書に定める委託内容の最終的な履行に当たっては財団と協議のもと進めること。
- 6 この契約に係る費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含めるものとする。
- 7 本委託契約は、令和8年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、令和8年度財団収支予算が令和8年3月31日までに財団評議員会で承認された場合において、令和8年4月1日に確定するものとする。

担当者連絡先：公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課  
電話 03-5579-2682